

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	教育職員免許法による教育職員免許の登録等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

教育職員免許法による教育職員免許の登録等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県教育委員会

## 公表日

令和8年6月23日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	教育職員免許法による教育職員免許の登録等に関する事務
②事務の概要	<p>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)等の規定に基づき、資格の登録、資格の管理、また登録後の資格情報の維持管理などの事務を行う。 国家資格等情報連携・活用システムにおいては、以下の事務を行う。</p> <p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】</p> <p>■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i.資格情報の登録 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。</p> <p>ii.登録情報の訂正・変更 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。</p> <p>iii.資格の停止・取り消し 資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。</p> <p>iv.資格の削除 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。</p> <p>■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.決済 資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。</p> <p>ii.入出金管理 各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。</p> <p>iii.統計処理・集計処理 任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。</p> <p>■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.デジタル資格証発行(オンライン) 資格保有者が自身の保有する資格情報を第三者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。</p> <p>ii.資格証の発行・再発行(紙) 資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)又は紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。</p> <p>■資格情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱無) マイナポータルからのオンライン申請情報を国家資格等情報連携・活用システムにて受け付け、申請情報を都道府県教育委員会が共同で管理する教員免許管理システム(既存システム)に連携する。既存システムにて申請情報を審査し、不備があれば不備内容を国家資格等情報連携・活用システムに連携する。 審査後、名簿情報を既存システムから国家資格等情報連携・活用システムに連携し、また、既存の有資格者の名簿についても既存システムから国家資格等情報連携・活用システムに複製することで、正確な資格情報の管理を行う。</p> <p>既存システムにおいては、以下の事務を行う。</p> <p>■資格情報の国家資格等情報連携・活用システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱無) 国家資格システムにて受け付けたオンライン申請の情報を受け取り、審査する。書類不備等があれば国家資格システムへ連携する。 審査後、名簿情報を既存システムから国家資格等情報連携・活用システムに連携し、また、既存の有資格者の名簿についても既存システムから国家資格等情報連携・活用システムに複製する。 なお、既存システムでは個人番号を保有しないこととする。</p>

③システムの名称	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、既存システム(教員免許管理システム)	
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>		
教員免許原簿ファイル		
<b>3. 個人番号の利用</b>		
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番19の4</li> <li>・住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)、第30条の44の4(附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供) 別表第3 項番5の4</li> <li>・住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報の利用)、第30条の44の6(附票本人確認情報の利用) 別表第6 項番4</li> </ul>	
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 項番34の2	
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>		
①部署	教育庁教育総務部教職員課	
②所属長の役職名	教職員課長	
<b>6. 他の評価実施機関</b>		
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>		
請求先	福岡県総務部行政経営課行政情報係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3058	
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>		
連絡先	福岡県教育庁教育総務部教職員課管理免許係 〒812-8575 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3894	
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b>		[ ]適用した
適用した理由		

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月22日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月22日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録はマイナポータル経由での本人からの登録のみとしている。 また、下記の局面で個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙申請で申請書に記載された個人情報及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・本人情報が記載された申請書等の保管</li> <li>・本人情報が記載された申請書等の廃棄</li> </ul>	

9. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: left;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業員に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月15日	I 関連情報/1. 特定個人情報を取り扱う事務/③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、特別支援教育就学奨励費システム	事前	
平成30年5月15日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署/①部署	教育庁教育振興部義務教育課	教育庁教育振興部特別支援教育課	事後	組織改変に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年5月15日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署/②所属長	教育振興部義務教育課長 田中 直喜	教育振興部特別支援教育課長 井手 優二	事後	組織改変及び人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年5月15日	I 関連情報/8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福岡県教育庁教育振興部義務教育課管理係 〒812-8575 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3908	福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課学事企画係 〒812-8575 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3909	事後	組織改変に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年5月15日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署/②部署	教育庁教育振興部特別支援教育課 井手優二	教育庁教育振興部特別支援教育課長	事後	新様式への変更
令和1年5月15日	IV リスク対策			事後	新様式への変更
令和5年3月17日	I 関連情報/3. 個人番号の利用	●福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)第3条第2項、別表第二の第14の項	●福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)第3条第2項、別表第二の第15の項	事後	
令和5年3月17日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ、第44条第1号ナ	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ、第44条第1号ナ	事後	
令和5年3月17日	II しいき値判断項目/1. 対象人数/いつ時点の計数か	平成28年11月15日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和5年3月17日	II しいき値判断項目/2. 取扱者数/いつ時点の計数か	平成28年11月15日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報/3. 個人番号の利用	●番号法別表第一の第26の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条	●番号法別表第38の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第22条	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	【情報照会】 ●番号法別表第二の第37の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条各号  【情報提供】 ●番号法別表第二の第26の項、第87の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ、第44条第1号ナ ●番号法第19条8号	【情報照会】 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第59の項、第61条  【情報提供】 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第42の項、第125の項、第161の項	事後	
令和7年3月17日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業			事後	新様式への変更
令和7年3月17日	IV リスク対策/11. 最も優先度が高いと考えられる対策			事後	新様式への変更